

児童生徒の学習評価等に関する国際比較

項目	アメリカ合衆国	イギリス	フランス	ドイツ	フィンランド	オーストラリア	シンガポール	中華人民共和国	大韓民国
<p>1 教育課程の基準 (学習指導要領)</p> <p>(1) 策定のレベル (国、州等)</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について 総授業時数の規定の有無 各教科等の配当授業時数の規定の有無 学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p>	<p>(1) 州 (拘束力なし)</p> <p>(2) 州教育委員会</p> <p>(3) 州により異なる</p> <p>(4) 多くの州で規定 主要教科では規定する 州が多い</p> <p>(5) 無</p> <p>(6) 州により異なる</p>	<p>(1) 国</p> <p>(2) 資格カリキュラム開発 機構</p> <p>(3) 教育課程の目的・目標 教科内容、到達目標等</p> <p>(4) 無</p> <p>(5) 概ね5年</p> <p>(6) 初等 1999年、 中等 2007年</p>	<p>(1) 国</p> <p>(2) 国民教育省</p> <p>(3) 教科等の種類、授業時 数、総則、教科等の目標 ・内容等</p> <p>(4) 有</p> <p>(5) 有</p> <p>(6) 概ね5年</p> <p>(7) 2007、2008年に改訂</p>	<p>(1) 州</p> <p>(2) 州文部省</p> <p>(3) 州により異なる</p> <p>(4) 有 (週当たり時数) 有</p> <p>(5) 無</p> <p>(6) 州により異なる</p>	<p>(1) 国</p> <p>(2) 国家教育委員会</p> <p>(3) 総則、指導・学習支援、 各教科等の目標・内容・到 達目標、評価規準・方法等</p> <p>(4) 有</p> <p>(5) 概ね10年</p> <p>(6) 2004年</p>	<p>(1) 国</p> <p>(2) 連邦教育雇用訓練青少 年問題担当大臣協議会、連 邦、各州教育大臣の承認</p> <p>(3) 八つの主要学習領域を 選定</p> <p>(4) 無</p> <p>(5) 概ね10年</p> <p>(6) 2008年12月</p>	<p>(1) 国</p> <p>(2) 教育省</p> <p>(3) 教科の種類、授業時数、 各教科等の目標・内容、評 価規準・方法等</p> <p>(4) 有</p> <p>(5) 概ね5年</p> <p>(6) 2006、2007年</p>	<p>(1) 国</p> <p>(2) 教育部</p> <p>(3) 教育課程の枠組等、授 業時数、総則、各教科等の 目標・内容等</p> <p>(4) 有</p> <p>(5) 概ね10年</p> <p>(6) 2001年</p>	<p>(1) 国</p> <p>(2) 教育科学技術部</p> <p>(3) 教科等の種類、授業時 数、総則、各教科等の目標 ・内容等</p> <p>(4) 有</p> <p>(5) 概ね5～10年</p> <p>(6) 2007年</p>
<p>2 ナショナルテストについて</p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他 (修了認定テスト等)</p>	<p>(1) NAEP、抽出調査、4、8、 12学年対象、読解、数学、 科学等</p> <p>(2) 児童生徒の学習状況、 進捗状況の把握</p> <p>(3) 24州 (2006年時点) が 高校教育の質保証のため 高校卒業認定試験を実施 している</p>	<p>(1) 2、6、9学年対象、9 学年は全教科、その他は 主要教科</p> <p>(2) 学習改善、保護者への 情報提供</p> <p>(3) 16歳で GCSE 試験、又は 職業資格試験</p>	<p>(1) 全国共通学力調査、2、 5学年対象、国語、数学 について毎年実施</p> <p>(2) 学習指導の改善</p> <p>(3) 中学校卒業認定 (前期中 等教育修了国家免状)</p>	<p>(1) VERA-3 テスト、3 学年 対象、国語、数学、全州 が参加、VERA-8 テスト、 8 学年対象、国語、数学、 英語または仏語、16 州中 14 州参加、悉皆調査</p> <p>(2) 生徒の能力の検証</p> <p>(3) 州により学校終了段 階で修了試験</p>	<p>(1) 全国テスト、9 学年を 対象、国語、数学について 2 年ごと、抽出調査</p> <p>(2) 教育課程実施状況、授 業・教育課程の改善等</p> <p>(3) 大学入学資格試験</p>	<p>(1) 毎年リテラシー・ニュー メラシーテスト実施、 3、5、7、9 学年対象、悉 皆調査</p> <p>(2) 教育成果の継続的監視</p> <p>(3) 中等教育修了資格試験</p>	<p>(1) 小学校卒業試験、シン ガポール・ケンブリッジ普 通教育修了試験 (GCE)</p> <p>(2) 進学適性等</p> <p>(3) 上記 (1)</p>	<p>(1) 国レベルのテストは無 い</p> <p>(2) -</p> <p>(3) 省、市・県ごとに共通 卒業試験 (中学卒業時)</p>	<p>(1) 2008 年から 6、9、10 学 年対象、悉皆調査、国語、 社会、数学、科学、英語、 また、3 学年対象、読み、 書き、基礎算数も悉皆調査</p> <p>(2) 教育課程の質管理</p> <p>(3) -</p>
<p>3 学習の評価について</p> <p>(1) 学習の評価の基準 (国で全国共通に定める)の有 無及び「有」の場合はその内容 基準設定の有無と「有」の場合はその示し方 評価記録の範囲と内容 教科等の評価は目標に準拠した評価が集団に 準拠した評価か 観点別評価、評定の区別の有無 観点別評価の場合の、観点の設定内容 観点別評価及び評定の評価の段階 それぞれの観点に沿った規準等の策定の有 無、策定レベル、機関 行動や性格の評価の有無 評価記録の原本の保存 保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法 目標に準拠した評価が集団に準拠した評価か 観点別評価、評定の区別の有無 観点別評価の場合の、観点の設定内容 観点別評価、評定の評価の段階 行動や性格の評価について</p>	<p>(1) 無 ～ 法的拘束力のある全米 及び州の基準はないが、 多くの州は生徒の評価記 録簿に各教科の成績等を 記載している。ミシガン 州の例では、は、各学 校段階により異なり、小 学校低学年までは、教科 等の記録に加え、個人的 発達や社会的発達、学習 習慣、その後の学年は成 績や授業態度であり、教 科ごとに異なった観点別 評価を行っている。 学校・学区が保存 州により異なる ミシガン州は 99 年間</p> <p>(2) ミシガン州の場合、 ～ とともに (1) と同様 学校段階では、ルーブリッ クを用いた評価やポート フォリオ評価も行われて いる</p>	<p>(1) 有 教科ごとに到達目標 全国テストの結果、教 師による評価、学校で の評価 目標標準評価 ～ 有 (義務はない) 学校が保存 -</p> <p>(2) ～ とともに (1) と同様</p>	<p>(1) 有 「共通基礎知識技能」 の観点別到達度評価参 考一覧表として示す 教科等の指導・行動・ 交通安全教育修了等の 記録 目標標準評価 有 教科により異なる 観点別評価と評定と も 2 段階 評価基準を国民教育 省が観点別到達度評価 参考一覧表の中で示す 有 学校が保存 義務教育修了時まで 学校保存、修了後は生 徒保存</p> <p>(2) ～ とともに (1) と同様</p>	<p>(1) 無。州レベルでは有 有。様式はなし 教科等の評定、出欠 席、行動の記録や社会 的行動、特記事項 目標標準評価 観点別評価は無、評定 は有 - 評定は 6 段階 - 有。4 段階評価 学校 20 年間、修了書 50 年</p> <p>(2) ～ とともに (1) と同様</p>	<p>(1) 有 国家教育委員会が教育 課程基準で示す 教科等の履修履歴・成 績、態度 (行動) の評 価、活動技能 目標標準評価 有 進歩、活動技能、態度 7 段階 到達目標 不明 (公文書として適 切な扱いをするように との記述有り) 不明</p> <p>(2) ～ とともに (1) と同様</p>	<p>(1) 無 ～ リテラシー、ニューメ ラシーの国家指標は有り。連 邦政府は、州政府や学校が 定めた基準に従い 5 段階 評価での通知票の作成義 務を規定。 規定なし 規定なし</p> <p>(2) 州ごとに評価及び報告 の枠組みの規定有り 目標標準評価 有 州により異なる。意欲、 行動など 州や教育段階により異 なる。評定は 5 段階評 価が一般的 通知票には記載項目有</p>	<p>(1) 有 教育省発行の各教科用 シラバス内で評価理念 ・方法を示す 教科成績、正課併行活 動 (Co-Curricular) の成 績、行動の記録 目標標準評価と集団準 拠評価の併用 有 知識・理解・応用、技 術・過程、意欲・態度 GCE の評定は 9 段階 評価項目をシラバスや 教育省の通知で示す 有 国で一括保存 (データ ベース) -</p> <p>(2) ～ とともに (1) と同様</p>	<p>(1) 無 ～ 全国統一的な規定はない が、地方や学校が規定して いる例はある。地方の規定 では、教科等の評価及び 行動の記録、出欠席等、 目標標準評価、区別有、 上海市の例では、学習態 度、学習能力、実践能力、 学業成績、4、5 段階法ま たは百点法、観点にそつ た規準等が地方の教育行 政機関から示されている 場合がある。有 一般に学校が保存 不明</p> <p>(2) 目標標準評価 有 地方ごとの規定に準拠 地方ごとの規定に準拠 有</p>	<p>(1) 有 教育科学技術部が様 式等を定める 教科等の指導・行動・ 出欠席・身体測定記録 目標標準評価 有 各市・道が「学業成績 管理指針」を設定 小・中 5 段階、高校 9 段階 有 学校保存 卒業後 1 年間は学校 保存、その後は電子化し て永久保存</p> <p>(2) 目標標準評価及び集団 準拠評価 有 (1) と 同じ (1) と 同じ 有</p>
<p>4 その他 (通知票等)</p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無 (通知票)</p> <p>(2) その他</p>	<p>(1) 有。様式は学校により 異なる。学期ごとに保護者 に郵送</p>	<p>(1) 有。学期ごとに保護者 に連絡</p>	<p>(1) 有</p>	<p>(1) 有。半年ごとに証明書 の交付</p>	<p>(1) 有。書式は教育課程基 準に定められている</p>	<p>(1) 有。年 2 回保護者に通 知</p>	<p>(1) 有。書式は全国一律 により異なる</p>	<p>(1) 有。書式は地方・学校 により異なる</p>	<p>(1) 有。書式は学校により 異なる</p>